

スチュワードシップ活動の概況報告（2023年7月～2024年6月）

- ・MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の子会社である三井住友海上火災保険株式会社（以下、「三井住友海上」）、およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下、「あいおいニッセイ同和」）は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、「本コード」）への対応方針を踏まえ、スチュワードシップ活動に取り組んでいます。
- ・三井住友海上、およびあいおいニッセイ同和（以下、「両社」）は、投資先企業やその事業環境等に関する理解を深め、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を考慮した投資先企業との建設的な「目的を持った対話」等を通じて、中長期的な視点で投資先企業の企業価値向上、毀損防止に努めるとともに、持続的成長を促し、スチュワードシップ責任を果たしてまいります。
- ・両社の対応方針、議決権行使に係るガイドライン等は統一しており、統一した考え方等に基づいて、スチュワードシップ活動を推進しております。
 - 三井住友海上のホームページ掲載箇所は[こちら](#)
 - あいおいニッセイ同和のホームページ掲載箇所は[こちら](#)

両社による2023年7月から2024年6月までの投資先企業との対話状況および議決権行使結果について報告します。

1. 投資先企業との対話

(1) 対話における基本方針

- ・両社は、中長期的な視点で投資先企業の企業価値向上や毀損防止に努めるとともに、持続的成長を促す観点から、経営上の課題や株主還元方針、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）等のテーマで投資先企業と建設的な対話を行い、認識の共有化を図ります。また、投資先企業に改善を求める必要がある場合は、株主の立場から意見を伝え、問題の改善に努めてまいります。
- ・対話の実施状況は以下のとおりです。両社は、本コードにかかる対応方針を説明したうえで、保有株式の時価上位の投資先企業や、気候変動への対応の重要性が高いと考えられる投資先企業を中心に対話を行いました。また、議決権行使ガイドラインに抵触した場合は、当該企業と対話を行い、課題認識を伝えるとともに、課題の改善に向けた状況や見通しを確認するなど意見交換を行いました。

	対話実施企業数
三井住友海上	127社
あいおいニッセイ同和	215社

(2) 対話のテーマ

- ・両社は、投資先企業との対話に際しては、以下のテーマを中心に取組みの状況等を確認することとしています。近年、E S G課題の重要性が増していることから、それらの課題への対応、さらに決算状況、中長期的な成長戦略、株主還元方針を含めた資本政策など投資先企業の企業価値向上を促す対話を積極的に行いました。
- ・また、気候変動のテーマについては、財務部門が投資先企業の分析、対話、モニタリングを主体的に行い、脱炭素社会への移行に向けて積極的に取り組んでいます。

対話のテーマ	具体的な内容
E S G (環境・社会・ガバナンス)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動・脱炭素等に対する取組状況 ・気候変動が事業に及ぼす影響および対応策 ・人権方針の策定・公表、デューディリジェンス実施状況 ・人的資本に対する取組状況 ・社会課題と事業との関連性 ・独立社外役員の選任状況および期待する役割 ・社外役員の取締役会等への出席状況 ・コーポレートガバナンス・コードへの対応状況
決算状況	<ul style="list-style-type: none"> ・今期業績および次期以降の見通し ・短期的なリスク要因
経営戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な成長戦略 ・事業環境に対する認識や課題 ・事業戦略におけるサステナビリティの考慮
資本政策	<ul style="list-style-type: none"> ・株主還元や内部留保に関する方針 ・配当に関する考え方・指標
事業リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・事業におけるリスク要因への対応状況 ・BCP（事業継続計画）の策定状況

(3) 対話事例（E S G関連）

①三井住友海上

事例①	<ul style="list-style-type: none"> ・GHG排出量の大きい製紙業の企業に対して、カーボンニュートラルに向けた長期目標、中期目標の策定状況、具体策、目標達成に向けた課題について確認しました。 ・燃料転換および再生エネルギー活用や森林吸収によるGHG排出量のオフセット取組みなどが順調に進捗している一方、サプライチェーンにおけるGHG排出量算定の精緻化が課題であることを確認しました。
事例②	<ul style="list-style-type: none"> ・GHG排出量の大きい卸売業の企業に対して、石炭事業からの撤退計画、GHG排出量削減に貢献する新規事業、バリューチェーンでの取組みなどの進捗状況や課題を確認しました。 ・目標達成に向けて計画通り順調に進捗していることを確認するとともに、新規事業についても新たな収益機会として積極的に取り組んでいることを確認しました。
事例③	<ul style="list-style-type: none"> ・自然資本や生物多様性の分野で先進的な取組みを実施している企業に対して、最新の取組内容や課題を確認するとともに、投資家等が理解を深められるようTNFDに沿った情報開示を行うよう検討を要請しました。

事例④
<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の企業に対して、人権・人的資本マネジメントの取組みと課題を確認しました。 ・女性の深夜労働が解禁された 1997 年より女性従業員採用を増やしており、今後、社内昇格による女性取締役候補者のすそ野拡大を見込んでいること、深夜労働が必須の業態ですが、現業部門の施設（深夜勤務用宿泊施設等）の整備を行って職場環境を改善し、現業部門への女性配置を増やし、現状はほぼ均等配置できていることを確認しました。 ・取引先への人権デューデリジェンスを実施していますが、人権デューデリジェンス結果のみで取引を停止するのは難しく、事前にデューデリジェンスで監督指導していくことが課題であることを確認しました。

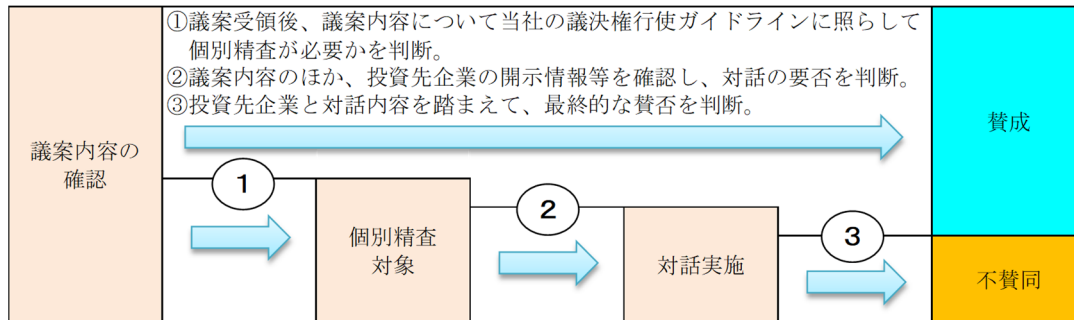
②あいおいニッセイ同和

事例①
<ul style="list-style-type: none"> ・中古車販売事業を行う企業に対して、気候変動対応の取組み状況や課題を確認したところ、気候変動に関する中間目標の開示やネットゼロ宣言ができていないこと、スコープ 3 の算出方法に課題を有していることが判明しました。 ・課題解決や開示の充実に向けて、排出量の把握・情報開示支援を行う企業の活用事例を紹介する等、引き続きの取組みを促しました。
事例②
<ul style="list-style-type: none"> ・建設関連製品を扱う企業に対して、気候変動対応の取組み状況や課題を確認しました。 ・顧客の GHG 排出量削減に貢献する気候変動関連商品の売上高目標に向けて計画通りに順調に進捗していることを確認し、今後は気候変動商品が売り上げに占める割合の開示や GHG 削減のインパクト度合いの定量的な開示を行うよう検討を要請しました。
事例③
<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画や ESG 等に関する情報開示に課題がある情報・通信業の企業に対して、現在の取組み状況を確認しました。 ・中期経営計画に関しては環境変化が大きいことから非開示としていることを確認しましたが、投資家等が理解を深められるよう中期的な方向性の開示を行うよう検討を要請しました。ESG 等に関しては情報開示の拡充に向けて、サステナビリティ報告書等の開示から取組みを進めていくことが確認できました。
事例④
<ul style="list-style-type: none"> ・中堅ゼネコンの企業に対して、人権・人的資本の取組み状況や課題を確認し、入社 3 年以内の離職率が高いという課題を有していることが判明しました。 ・離職率低下への具体対策として、「従業員エンゲージメント」の調査・分析が有効であることを紹介する等、課題解決に向けた取組みを促しました。

2. 議決権行使

(1) 議決権行使の考え方

- 両社は、議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えております。このため、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、当該企業との対話内容等を踏まえて、中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って議決権を行使しています。
- 両社の議決権行使のプロセスは以下のとおりです。対話を通じて課題の改善を促したにもかかわらず、改善が図られない、または改善が不十分と判断される場合には、議案に不賛同とします。



(2) 議決権行使ガイドライン（議決権行使に係る賛否判断の基準）

- 両社は、議決権行使に係るガイドラインを設けており、ガイドラインに抵触する議案は内容の詳細を確認し、当該企業と対話を行っています。
- 議決権行使ガイドラインは、コーポレートガバナンス・コード等を踏まえ、投資先企業の持続的な成長、企業価値の向上、株主還元の向上に資するものになるよう定期的に見直しを行っています。
- 2023年1月に議決権行使ガイドラインを見直ししており、これは、コーポレートガバナンス・コードの改訂等により、企業に対してガバナンス等の一層の強化が求められていることなどを踏まえ、ガイドラインの強化を実施したものです。今後も、社会情勢や社会課題等を踏まえてガイドラインを見直し、投資先企業の持続的な成長に資する対話を行ってまいります。

<議決権行使ガイドライン（2023年1月の見直し後）>

議案種類	確認事項	主な賛否判断の基準・観点
剰余金の処分	・株主還元の状況	・配当性向が直近3期連続20%未満
取締役の選任	・企業価値の向上状況	・直近3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字）かつ直近3期連続ROEが5%未満
	・不祥事等の発生状況	・剰余金処分案が上程されていない場合で、株主還元が低位（配当性向が直近3期連続20%未満）の場合
	・独立社外取締役の選任状況	・再発防止策の策定状況
		・金融商品取引所に独立役員として届出（予定を含む）がある独立社外取締役が以下の場合 プライム市場：1／3未満 スタンダード市場：2名未満 その他市場：不在

	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会等の出席状況 サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題への対応状況 	<ul style="list-style-type: none"> 出席率（直近期）が75%未満 プライム市場に上場している企業のうち、GHG排出量の多い業種に属している企業についてGHG排出量の削減目標（CO2排出量の削減目標を含む）が設定されていない場合、理由や今後の対応方針の有無
監査役を選任	<ul style="list-style-type: none"> 不祥事等の発生状況 独立社外監査役を選任状況 取締役会、監査役会の出席状況 	<ul style="list-style-type: none"> 再発防止策の策定状況 金融商品取引所に独立役員として届出（予定を含む）がある社外監査役が不在 出席率（直近期）が75%未満
会計監査人の選任	<ul style="list-style-type: none"> 不正会計を生じさせた会計監査人でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 過去に重大な問題（不祥事・監査ミス等）に関わった会計監査人の場合、当該事案の責任者の処分や再発防止策の策定等の措置が適切に講じられているか
役員報酬・賞与	<ul style="list-style-type: none"> 企業価値の向上状況 	<ul style="list-style-type: none"> 直近3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字）かつ直近3期連続ROEが5%未満 剰余金処分案が上程されていない場合で、株主還元が低位（配当性向が直近3期連続20%未満）の場合
役員に対する退職慰労金・弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会等の出席状況 不祥事等の発生状況 	<ul style="list-style-type: none"> 出席率（直近期）が75%未満 再発防止策の策定状況
新株予約権の発行および株式報酬	<ul style="list-style-type: none"> 業績連動採用の有無、付与対象者 既存株主の持分割合減少有無 	<ul style="list-style-type: none"> 業績連動とする合理性 付与対象に社外の者の有無 5%以上（単年度）の減少
定款変更	<ul style="list-style-type: none"> 個別に精査 	<ul style="list-style-type: none"> 既存株主の権利毀損の可能性
買収防衛策	<ul style="list-style-type: none"> 個別に精査 	<ul style="list-style-type: none"> 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか等
株主提案	<ul style="list-style-type: none"> 個別に精査 	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的な企業価値の向上および持続的成長に資するか

- また、社会的な要請が急速に高まっている「女性役員の選任」、「在任期間が長期化している社外役員の選任」、「役員退職慰労金制度への原則不賛同」等へも対応していくことが必要であると考え、2024年7月にガイドラインを見直しています。

<ガイドラインの新旧対比表（見直し項目のみ）>

議案種類	確認事項	賛否判断の基準・観点	
		現行のガイドライン (2023年1月以降適用)	2024年7月の見直し後
取締役の選任	<ul style="list-style-type: none"> 企業価値の向上状況 	<ul style="list-style-type: none"> 直近3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字）かつ直近3期連続ROEが5%未満 	<ul style="list-style-type: none"> 直近3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字） <u>ROEが直近5期連続5%未満（プライム市場）</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 女性役員の選任状況 	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <u>プライム市場の上場企業において、女性取締役（候補者を含む）が不在</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 独立社外取締役の在任期間 	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <u>プライム市場の上場企業において、独立社外取締役・監査役の在任期間が12年以上の場合</u>
監査役を選任	<ul style="list-style-type: none"> 独立社外監査役の在任期間 	(新設)	

役員に対する退職慰労金	・企業価値の向上状況	・直近3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字）かつ直近3期連続ROEが5%未満 ・配当性向が直近3期連続20%未満 ・債務超過	・原則不賛同とする。
	・取締役会等の出席状況	・出席率（直近期）が75%未満	

- ・両社では、議決権行使に係る賛否判断は、議決権行使に関する基本方針（原則5）に基づき、営業部門から独立した財務部門が単独で行っています。
- ・また、議決権行使のプロセスおよび行使結果は、定期的に社外取締役の出席する取締役会等に報告しています。

（3）議決権行使の結果

①三井住友海上

議案項目	議案数	賛成	不賛同
会社提案	2,039	2,023	16
① 剰余金処分	438	437	1
② 取締役の選任（解任）	763	757	6
③ 監査役・会計監査役の選任（解任）	363	359	4
④ 役員報酬・賞与	152	152	0
⑤ 役員の退職慰労金・弔慰金	34	30	4
⑥ 新株予約権の発行および株式報酬	9	9	0
⑦ 組織改編関連	5	5	0
⑧ 定款変更	110	110	0
⑨ 買収防衛策	10	9	1
⑩ その他	155	155	0
株主提案	162	0	162
合計	2,201	2,023	178

②あいおいニッセイ同和

議案項目	議案数	賛成	不賛同
会社提案	1,701	1,661	40
① 剰余金処分	375	357	18
② 取締役の選任（解任）	683	672	11
③ 監査役・会計監査役の選任（解任）	314	312	2
④ 役員報酬・賞与	109	108	1
⑤ 役員の退職慰労金・弔慰金	31	27	4
⑥ 新株予約権の発行および株式報酬	79	79	0
⑦ 組織改編関連	3	3	0
⑧ 定款変更	83	82	1
⑨ 買収防衛策	13	11	2
⑩ その他	11	10	1
株主提案	157	0	157
合計	1,858	1,661	197

(4) 議決権行使の主な事例

①三井住友海上

<不賛同とした事例>

事例① 監査役選任
<ul style="list-style-type: none">・総物流を行う企業は、特定の監査役の出席率が当社基準を下回る状況でした。同社と対話を行い、出席率の改善を依頼するも同氏はいくつもの企業の役員を兼務しており改善策がないとの回答がありました。現時点では、同監査役は期待された役割を果たすことができない可能性が高く、また改善も期待できないと判断し、監査役選任について不賛同としました。
事例② 取締役選任
<ul style="list-style-type: none">・情報加工などを行う企業は、独立社外取締役の人数が当社基準に対し不足している状況でした。昨年度対話を実施しガバナンスの強化を要請したところ、増員は考えていないとの回答であったことから反対しました。今年度も対話を実施し改善状況を確認しましたが、依然として改善の意思表示が得られなかったことから不賛同としました。
事例③ 剰余金処分
<ul style="list-style-type: none">・食品関係の卸しを行う企業は、配当性向が直近3期連続20%未満であることから、対話を実施し配当性向を向上させるよう要請しました。同社から、今後株主還元を増加させる考えはなく、また、大きな投資戦略を検討しているわけでもないとの回答を得、配当性向が低位となっている特殊事情も確認できなかったことから不賛同としました。
事例④ 退職慰労金の贈呈
<ul style="list-style-type: none">・コンサルタントを行う企業は、退職慰労金の判断基準の一つである配当性向が低位で推移しており当社基準に抵触しました。退職慰労金は、取締役の過去の貢献度を測る指標であり、配当性向の過去実績が当社基準を下回っていることから、対話により当社の考え方をお伝えし不賛同としました。

<議決権行使ガイドラインに抵触したものの、賛成とした事例>

事例⑤ 取締役選任
<ul style="list-style-type: none">・機械製造を行う企業は、従前、独立社外取締役の割合を充足していましたが、今回、取締役を1名増員したために未充足となりました。対話を実施し、今回の取締役増員によって会社のガバナンス強化が図れたこと、先を見通して女性取締役を新たな候補者としたこと、ならびに比率低下は一時的なものであり、今後取締役の構成を見直していくことが確認できたことから、賛成としました。
事例⑥ 取締役選任
<ul style="list-style-type: none">・部品製造を行う企業は、取締役選任の判断基準である配当性向が低位であり当社基準に抵触したことから対話を実施しました。結果、同社の今後の更なる成長と拡大に向けた新規事業への投資（新たな設備投資、環境対応への投資等）が、同社の持続的成長に寄与するものと判断し賛成しました。

②あいおいニッセイ同和

<不賛同とした事例>

事例① 取締役選任・買収防衛
・建設資材を販売する企業は、独立社外取締役数（候補者を含む）が不足しているため、対話を行い、今後の改善に向けた取組みを確認しましたが、改善の意思が見られないため、取締役選任及び買収防衛策更新を不賛同としました。
事例② 剰余金処分
・専門商社である企業は、直近3期の配当性向が20%未満とガイドラインを下回る水準であるため、対話を行い、配当方針を確認しましたが、財務状況から配当余力は十分にある中、内部留保を優先し、次年度の配当性向予想もガイドラインを下回る水準で、改善が見込めないと判断し、剰余金処分を不賛同としました。
事例③ 取締役選任・剰余金処分・退職慰労金の贈呈
・陸運企業は、独立社外役員が不足しており、対話しましたが、改善の意思が見られないため、取締役選任を不賛同としました。また直近3期の配当性向が20%未満とガイドラインを下回る水準であるため、対話を行い、配当方針を確認しましたが、財務状況から配当余力は十分にある中、次年度の配当性向予想も未定とするなど、改善の意思が見られないため、剰余金処分、退職慰労金贈呈も不賛同としました。
事例④ 剰余金処分・退職慰労金の贈呈
・食料品の製造販売を行う企業は、直近3期の配当性向が20%未満とガイドラインを下回る水準であるため、対話を行い、配当方針を確認しましたが、財務状況から配当余力は十分にある中、内部留保を優先するとし、次年度の配当性向予想もガイドラインを下回る水準で、改善の意思が見られないため、剰余金処分と退職慰労金贈呈を不賛同としました。

<議決権行使ガイドラインに抵触したものの、賛成とした事例>

事例⑤ 剰余金処分
・製薬会社は直近3年間の配当性向が20%未満とガイドラインを下回る水準にあるため、対話を行い、今年度の利益が特殊要因で膨らんだため配当性向が基準を下回ったこと、次年度から配当を業績連動性に切り替え、配当性向30%を目標とする方針を発表するなど、当社が求めてきた株主還元を重視する方針に転換していることが確認できたことから、賛成としました。
事例⑥ 監査役を選任
・建設資材販売会社は、金融商品取引所に独立役員として届出（予定を含む）がある社外監査役（候補者を含む）が1名以上選任されていないため、ガイドラインに抵触していましたが、対話を行い、現社外監査役のうち1名を独立役員として届出を行うことを確認したことから、賛成としました。

- ・なお、個別の投資先企業ごとの議決権行使の結果は、当該企業との建設的な対話等に影響を及ぼす可能性があると考えているため、公表を控えさせていただきますが、両社の考え方・活動をご理解いただくため、議決権行使の考え方、賛否判断の基準、議決権行使結果の集計、不賛同事例等を公表しています。

3. 取組みの振り返り

- 両社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、2014年にこれを受け入れることを表明しています。また、2017年、2020年のコード改訂を受け、方針の見直しを実施しています。
- 投資先企業との対話に際しては、ESG、決算状況、経営戦略、資本政策、事業リスクなど多角的な視点に立って取り組み、持続的な成長を支援することに努めてきました。その中で、特に重要な論点がある企業には、投資先企業の状況をヒアリングし、改善を求める必要がある場合は、株主の立場から意見を伝え、問題の改善に努めています。一部の投資先企業については、当社グループ企業とも連携し、気候変動をテーマとした対話を深化させるなど、従来以上にESGに関する対話の強化を図りました。
- 議決権行使に際しては、議決権行使ガイドラインに照らして精査しており、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業との対話を実施したうえで、中長期的な企業価値向上等につながるよう取り組んでいます。また、両社の考え方・活動をご理解いただくため、議決権行使結果に加え、議決権行使の主な事例を公表しています。
- これらスチュワードシップ活動は、毎年9月に本紙「スチュワードシップ活動の概況報告」として、社外取締役が出席する取締役会に報告するとともに对外公表を行い、両社の取組みを理解していただくよう努めてまいります。

＜日本版スチュワードシップ・コード制定後の取組み＞

※SSC：日本版スチュワードシップ・コード、CGC：コーポレートガバナンス・コード

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
外部環境の変化	SSC制定		CGC制定		SSC改訂	CGC改訂	SSC改訂		CGC改訂			
開示		SSCの受入れ表明、全原則に対するグループ統一の対応方針を公表			議決権行使における精査項目や不賛同事例等を概況報告に追加				サステナビリティを考慮した中長期的な視点で対話を行う方針に改定			
議決権行使ガイドライン		従前の社内要領を改変し、議決権行使ガイドラインを制定			ガイドライン強化改定（社外取締役の選任状況の精査項目等を追加）				ガイドライン強化改定（社外取締役の独立性基準の導入等）			
		2023年1月：業績基準の強化、サステナビリティに係る取組みの精査項目等を追加			2024年7月：女性役員の選任や、役員退職慰労金制度への原則不賛同等を追加				ガイドライン強化改定			
対話	対象先	保有時価上位の企業を対象に、原則年2回の対話を開始										
		対話の対象先を拡大し対話を推進										
	内容	財務情報や事業リスクなどに基づき、企業経営全般について対話										
		非財務情報・ESGの視点等をテーマとした対話										
		GHG排出量の削減やTCFD提言に基づく情報開示を促す等			気候変動に対応した対話				自然資本等に対応した対話			
		自然資本・生物多様性や人権に関する対話を開始										
体制	SSCの改訂を踏まえ、対話から議決権行使まで一貫して財務部門が実施するプロセスに変更											
	対話要員の増員など体制を強化											

4. 今後の取組み・課題

- ・当社グループは、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支える」ことを経営理念(ミッション)としています。経営理念の実現に向け、「価値創造ストーリー」を紡ぐ企業活動を通じて、社会との共通価値を創造し、「レジリエントでサステナブルな社会」を目指しています。

気候変動というグローバルなリスクの解決に向けて、2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ(ネットゼロ)とする目標を設定し、本目標の達成に向け、2030年度の温室効果ガス排出量削減の中間目標とそれを実現するための再生可能エネルギーの導入率の目標も設定しました(詳細は次ページ参照)。

投資先企業と共に進める取組みとしては、建設的な対話・エンゲージメントを通じて、投資先企業に温室効果ガス排出量の削減取組みとTCFD提言に基づく情報開示を促すとともに、引き続き、中長期的な成長戦略、株主還元方針を含めた資本政策などの対話により、投資先企業の企業価値向上に取り組んでまいります。

- ・自然資本に関しては、TNFDの目的に賛同し、自然への毀損により発生する経済的損害を補償する商品の提供や、TNFDの理解促進や枠組み開発に取り組んでいます。人権に関しては国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に依拠し、人権デューディリジェンスの仕組みを構築・実施し、人権侵害のないバリューチェーン、社内環境を整備することで企業価値向上を目指しています。

投融資においても、自然資本・生物多様性や人権に関する建設的な対話・エンゲージメントを通じて、自然資本の持続可能性向上や人権を尊重した活動を一層推進します。

- ・両社は、CSV×DXの考え方のもと、気候変動リスクや環境負荷を低減するための技術革新や脱炭素社会への移行を支える取組みを、商品・サービスの提供および投融資を通じてステークホルダーとともに進めています。
- ・議決権の行使では、単に賛否の判断を行うだけでなく、対話を通じて両社の考えを投資先企業と共有し、引き続き問題の改善を促してまいります。対話を通じて課題の改善を促したにもかかわらず、改善が図られない、または改善が不十分と判断される場合には、議案に不賛同とします。

また、議決権行使ガイドラインは、投資先企業の業績動向や社会環境の変化等を踏まえて、定期的な見直しを検討してまいります。

以上

(参考)

MS & ADインシュアランスグループのネットゼロの実現と投融資における取組み

1. グループ温室効果ガス排出量削減 中長期目標

対象		2030 年度	2050 年度
スコープ 1・2		基準年度（2019 年度）比 50%削減	ネットゼロ
スコープ 3	カテゴリー 1、3、5、6、 7、13	基準年度（2019 年度）比 50%削減	
	保険引受先 投融資先	お客さまとともに GHG 排出量削減に向けた取組みを進めるため、対話を深め、削減に向けた課題の把握と、課題解決に向けたソリューションの提案を実施。	
		基準年度（2019 年度）比 37%削減（国内主要取引先）	

スコープ 1：社有車のガソリン等、燃料から直接排出されるもの

スコープ 2：購入した電力、熱等の利用により間接的に排出されるもの

スコープ 3：スコープ 1・2 以外の当社の事業を通じて間接的に排出されるもの

2. 再生可能エネルギー導入率 中長期目標

2030 年度	2050 年度
60%	100%

3. 投融資先企業と共に進める取組み

当社グループは、2015 年 6 月に国連責任投資原則[※]に署名し、中長期的な投資リターンの確保とともにサステナビリティに関わる課題解決への貢献に取り組んでいます。

気候変動対応に関しては、太陽光・風力発電・バイオマス発電といった再生可能エネルギーの発電所建設のプロジェクトファイナンスやファンドへの出資を進めています。加えて、気候変動を中心とするインパクトファンドに投資するなど、グリーン投資に継続的に取り組むことにより、投資や融資を通じて温室効果ガスの大幅削減を実現するイノベーション技術の開発に挑戦する企業を支援、脱炭素社会への着実な移行に貢献します。また、投資先企業と建設的な対話・エンゲージメントを通じて、投融資先企業に温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みと TCFD 提言に基づく情報開示を促し、技術革新計画や課題の把握等に取り組んでいきます。

※ PRI (Principles for Responsible Investment)

投資の意思決定において投資先企業の環境・社会問題・企業統治 (ESG) 取組みを考慮すべきという原則